

令和 4 年

第 2 回市議会定例会 議案第 4 号

函館市営住宅条例の一部改正について

函館市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市営住宅条例の一部を改正する条例

函館市営住宅条例（平成 9 年函館市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号ア中「入居者の」の後ろに「親族等（」を、「含む」の後ろに「。以下このアにおいて同じ。）」、児童（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。）または親族に準ずる者として市長が別に定めるものをいう」を加える。

第 1 3 条および第 6 2 条第 1 項第 1 号中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市営住宅（改良住宅等（函館市営住宅条例第 2 条第 4 号に規定する改良住宅等をいう。以下同じ。）および単身老人住宅（同条第 5 号に規定する単身老人住宅をいう。）を除き、同条例第 5 5 条の規定に基づいて使用させる場合以外の場合に限る。以下同じ。）の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格に係る基準については、この条例による改正後の函館市営住宅条例（以下「改正

後の条例」という。)第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。函館市営住宅条例第5条各号に掲げる事由に係る者から施行日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る入居者の資格に係る基準についても、同様とする。

3 函館市営住宅条例第40条第1項に規定する者を改良住宅(同条例第2条第2号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)に入居させる場合以外の場合であって、施行日前に改良住宅等の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格に係る基準については、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。函館市営住宅条例第40条第1項に規定する者を改良住宅に入居させる場合以外の場合であって、同条例第5条各号に掲げる事由に係る者から施行日前に改良住宅等の入居の申込みがされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該改良住宅等の入居の申込みをした者に係る入居者の資格に係る基準についても、同様とする。

4 施行日前にされたこの条例による改正前の函館市営住宅条例第13条第1項の承認に係る申請であって、この条例の施行の際当該申請に対する処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

(提案理由)

公営住宅等の入居者について、親族に準ずる者と同居することができることとするため